

I. 国際機構の構成員

国際機構の構成員となる（≡国際機構設立文書〔国際機構設立条約。例、国連憲章〕の当事国となる）資格を有するのは何か。「国家」と答えるのが通常だが、厳密に言えば多少の修正が必要になる¹。

- [WTO](#) [WTO 設立条約](#) 12 条 [Members](#) (EU・台湾 (T の欄の Chinese Taipei)・香港・マカオに注目)
- [中西部太平洋まぐろ類委員会](#) (外務省による[説明](#))
 - 国際機構か？ [中西部太平洋まぐろ条約](#) 9 条 6 項
 - [Members](#) (EU・Chinese Taipei)
 - 中西部太平洋まぐろ条約 9 条 2 項・Annex I の fishing entity とは？
 - [Arrangement for the Participation of Fishing Entities](#)
- [世界気象機関\(WMO\)](#) [WMO 条約](#) 3 条・11 条 [構成員リスト](#) [気象庁サイト](#)
- Joint Vienna Institute
 - [設立経緯](#)
 - 国際機構か？ [JVI 設立条約](#) 1 条
 - 構成員リスト 同条約 16 条および条約末尾の署名欄
- [国際農業研究協議グループ](#) (農水省の説明)
 - [国際農業研究協議グループシステム機構 \(CGIAR System Organization\)](#) [憲章](#) 4 条 “Centers”²
 - ✧ 構成員 憲章 2 条(b)
 - ✧ Centers の役割 5 条

上の例にも見られるように、[ヨーロッパ連合 \(EU\)](#) は少なからぬ国際機構の構成員になっている。たとえば[国連食糧農業機関\(FAO\)](#)[憲章](#) 2 条 3 項・4 項は regional economic integration organization が [FAO](#) ([FAO 日本駐日連絡事務所](#)・[外務省サイト](#)) の構成員になれると定めており、この規定に基づいて [EU は FAO の構成員になっている](#)。より正確に

¹ パレスティナは、[UNESCO](#) や[国際刑事裁判所](#)では「国」として構成員になっているが、たとえば国際連合には加盟できていない。総会では賛成多数を得ることができた ([A/RES/ES-10/23](#)) が、安保理で米の拒否権にあった ([S/PV.9609](#), p. 3) からである ([国連憲章](#) 4 条 2 項)。では、パレスティナは「国」か？ この問題は極めて重要ではあるが、国際法（総論・領域）で扱われるため、この講義では議論しない。関心があれば、以下を参照されたい。Shotaro Hamamoto, “Status of Unrecognised Subjects: Recent Practice of ‘Collective Recognition’” in Władysław Czapliński and Agata Kleczkowska eds., [Unrecognised Subjects in International Law](#), Warsaw, Scholar Publishing House Ltd., 2019, p. 125.

² [国際農業研究センターコンソーシアム設立条約](#) (2012 年) により、同コンソーシアムが国際機構として設立された (1 条)。コンソーシアムの憲章 (Constitution) は同条約附属書として定められた (3 条)。その後、2016 年改正により同コンソーシアムが CGIAR System Organization と、Constitution が Charter と、それぞれ改称された (条約 3 条への注記)。その後憲章は 2024 年に改正され、本文リンク先の憲章は改正後のもの。

言えば、当時のヨーロッパ共同体（EC）³を参加させる必要が生じたため、FAO 憲章が現在のように改正され、その後に EC が FAO に加盟したのである（1991 年）（[FAO サイト](#)）。

EU が国際機構の構成員となる場合、EU のみが構成員となるとときと、EU と EU 構成国とが構成員となるとときとがある。たとえば、[北西大西洋漁業機構\(NAFO\)](#)（[外務省サイト](#)）は前者の例であり、[スペインなどは EC 構成国でなかった時期には NAFO 構成員であった](#)（ページ下の方の Former Contracting Parties）が、EC 加盟と同時に NAFO から脱退した。同様の理由で、イギリスは Brexit 後の 2020 年に（再）加入している。現在の条約当事者（Current Contracting Parties）リストに「（フェロー諸島とグリーンランドに関して）デンマーク」と「（サンピエール・ミクロンに関して）フランス」とが掲載されているのは、デンマークもフランスも EU 構成国であるものの、フェロー諸島、グリーンランド⁴、サンピエール・ミクロンなどの海外領土は EU の対象外である（[EU 運営条約](#) 198 条以下に、EU との一定の関係に入ることが定められている）からである。これに対し、上記のリストを見れば判るように、WTO や FAO では EU に並んで EU 構成国も構成員となっている。なぜだろうか。

II. 国際機構への加入

国際機構の構成員は当該機構の設立文書（条約）の当事国であり、当該設立文書の締結・発効当初から当事国になっていれば、原加盟国（原構成員(original member)）となる。その後に加盟する手続は、当該国際機構の設立文書に定められる。構成員になりたい国（国際機構）が国際機構設立文書に拘束される意思表示をすれば直ちに構成員になる（＝設立文書当事者になる）と定める例も多い（例、[国際刑事裁判所規程〔ローマ規程〕](#) 125 条。[国際刑事裁判所](#) [\[外務省サイト\]](#) は独自の国際法人格を持つとされており〔同規程 4 条〕、国際機構である）。それに加えて、受け入れる側の国際機構が「審査」を行う例もある。たとえば、国連憲章 4 条 1 項は加盟申請国が充たすべき一定の条件を定めており、その条件が充たされているかどうかは同条 2 項の手続により判断される。具体的な手続は、[国連総会手続規則 134 条以下](#)に定められている。WTO については加盟申請国と WTO と間で加盟条件についての合意が必要であり（WTO 設立条約 12 条 1 項）、詳細は [WTO ウェブサイト](#)に記されている。なぜこのような違いが出てくるのだろうか。

国連成立後、冷戦下において、東欧諸国の新規加盟を米英仏が認めないのであれば、西側が推すイタリアの加盟を認めない、とソ連が主張する（拒否権行使が可能である〔憲

³ 2009 年のリスボン条約発効に伴い、EC は消滅して EU に統合された。EU については第 3 部で学ぶ。

⁴ デンマーク領である[グリーンランド](#)は、1985 年に EC から「脱退」している。

章 4 条 2 項・27 条 3 項] ことに留意) という事態が生じた。国連総会は、このような条件を付すことが国連憲章上認められるかについて国際司法裁判所に勧告的意見を求め、裁判所は、憲章 4 条 1 項に定められる以上の条件を付することはできないとの意見を示した。しかし、英正文の open to という表現 (露正文も同趣旨) からこの結論が直ちに導かれるとも限らない上、4 条 1 項の仏正文・西正文・中正文によれば、同項の要件を充たす国は国連加盟国に「なり得る (peuvent devenir/podrán ser/得为)」と定められていることなどから、この意見には批判も強い。実際には冷戦下では政治的判断は避けられず、たとえば日本が国連加盟を果たしたのは日ソ共同宣言 (1956 年) の直後である (参照、同宣言 7 項) ⁵。

III. 国際機構における構成員の代表

構成員は (多くの場合) 国家であり、国家内で内戦・分裂が生じている場合、誰がその国家を国際機構内で代表するか、という問題が生じる。深刻な問題となったのは中国である。国連憲章 27 条を見ても判るように、国連原加盟国たる「中国」は中華民国であった。しかし、中華人民共和国が中国本土を制圧して支配を固める中、台湾の中華民国が中国全体を代表することを正当化することが次第に困難になり、中華人民共和国が「中国」を代表すべきとの意見が強くなっていった。国連憲章には代表権に関する規定はなく、国連総会は、代表権問題が生じたときには総会で議論し、総会の決定を他の機関も考慮すべしとの決議 396(V)を採択した (1950 年)。その後、中華人民共和国を支持する国家が多数派となり、1971 年に総会が決議 2758 (XXVI)を採択することにより決着した ⁶。

一国内で複数の「政府」が対立する場合にどちらの代表が国連において当該国を代表するのか、という問題は頻繁に生じる。このような問題を扱うのは国連総会の信任状委員会 (総会手続規則 27 条～29 条) である。最近の例をいくつか見てみよう。

● ベネズエラ

2018 年の大統領選挙後、マドゥーロ政権がベネズエラを代表する政府と理解することに米国が反対したが、米以外に反対はなくマドゥーロ政権による代表が

⁵ 皆川洸「国際連合の加入問題」国際法学会 (編)『国際連合の十年』(有斐閣、1957 年) 142 頁、横田喜三郎「国際連合と日本」同書 317 頁、種稲秀治「外務省と日本の国連加盟外交」萩原稔・伊藤信哉 (編)『近代日本の対外認識 II』(彩流社、2017 年) 337-383 頁。

⁶ 安藤仁介「国際連合における中国代表権問題」田岡良一先生還暦記念『国際連合の研究 第 3 巻』(有斐閣、1966 年) 85 頁、安藤仁介「中国代表権の交替と国際法上の諸問題」法学セミナー 192 号 (1972 年) 2 頁。

認められている（[信任状委員会 2019 年報告書](#)パラ 9）⁷。

- ミャンマー

2021 年のクーデター⁸後、クーデター前政権（ミャンマー国連代表部が代表）とクーデター政権とのどちらがミャンマーを代表するかで決着がついていない（[信任状委員会 2023 年報告書](#)パラ 7, 9）。その結果、前政権に任命されていたミャンマー国連代表が総会に出席を続け、投票も続けている（たとえば、パレスティナ国連加盟総会決議（[A/RES/ES-10/23](#)）への投票）。

軍事クーデター前に訴えられていた[国際司法裁判所での訴訟手続](#)において、クーデター後に軍事政権側の代表がミャンマー代表として参加して手続が進められている（[2022 年先決的抗弁判決](#)パラ 8）。ICJ 所長は「紛争当事者は国であって政府ではない」（[2022 年 2 月 21 日口頭弁論記録](#) 11 頁）と述べ、ICJ ではそれ以上の議論はなされていない。しかし、その国の主張を ICJ で述べるのは政府が派遣した代表であるため、政府がはっきりしない場合にどう対応すべきかについて議論すべき、との Kreß 特任裁判官（[クーデター前の] ミャンマー選任）の意見も見られる（[同裁判官宣言](#)パラ 5）。

- アフガニスタン

タリバーンが国のほぼ全域を支配しているが、2024 年 10 月現在で国連におけるアフガニスタン代表として扱われている Faiq（[各国の国連代表のリスト](#)）は 2020 年に崩壊した政権の代表である（2021 年 12 月時点での状況に関する [AP 記事](#)）⁹。ミャンマー同様、前政権とタリバーン政権とのどちらがアフガニスタンを代表するかについては決着がついていない（上記信任状委員会 2023 年報告書パラ 8, 9）。ただし、ミャンマーの場合と異なり、アフガニスタン代表は国連総会で投票していない（参照、上記パレスティナ国連加盟総会決議への投票記録）。

安保理は、[決議 2679 \(2023\)](#)により、国連側がなすべき対応につき事務総長に報告を求め、その報告書は 2023 年 11 月に提出された（[S/2023/856](#)）。事務総長報告

7 ベネズエラ危機につき、坂口安紀「[「ベネズエラ危機の真相」](#) IDE スクエア（2019 年 4 月）、遅野井茂雄「トレンド 2019 『新冷戦』かベネズエラ危機」[外交](#) 54 号（2019 年）70 頁。

日本の立場につき、以下を比較せよ。「2019 年 2 月以降、グアイド暫定大統領を支持してきた我が国の立場は今後も変わりません」[ベネズエラ・ボリバル共和国情勢について（外務報道官談話）2020 年 1 月 14 日](#)、「マドゥーロ政権側及び野党側」[ベネズエラ・ボリバル共和国の与野党合意について（外務報道官談話）2023 年 10 月 19 日](#)、「マドゥーロ大統領」[ベネズエラ・ボリバル共和国大統領選挙について（外務報道官談話）2024 年 7 月 30 日](#)。

⁸ 中西嘉宏『[ミャンマー現代史](#)』（岩波新書、2022 年）、瀬岡直「[政府承認の近年の動向——ミャンマー軍事政権とタリバン暫定政権をめぐって](#)」国際法学会エキスパート・コメント No.2022-5。

⁹ 瀬岡・前掲注 8。

は、アフガニスタンが国連内で代表されていないことはアフガニスタンの人々にとって不利益となることを指摘している（パラ 58）。安保理はこれを評価（[t]akes positive note of）し、アフガニスタンを国際社会に復帰（fully reintegrated）させるための検討を始めた（[決議 2721 \(2023\)](#) パラ 2, 3）。もっとも、2024 年 6 月に出された事務総長報告書（[A/78/914](#)）では、未だにタリバーン政権は“the de facto authorities”と表現されている（パラ 3）。

[国際刑事裁判所](#)は国連とは別個の国際機構であり（[国際刑事裁判所規程（Rome Statute）](#) 2 条、4 条）、アフガニスタンはその加盟国（＝[同規程当事国](#)）である。現在、[アフガニスタンに関して国際刑事裁判所が捜査](#)を行っているところ、裁判所がアフガニスタンにおける情報を入手するためにどの政権と連絡を取るべきかという問題が生じる。国際刑事裁判所の予審裁判部（Pre-Trial Chamber II）は、[2022 年の決定](#)において、情報を得るためには「現にある政府（any government in place）」と連絡を取るべきであるので、“the de facto authorities”と国連総会などと呼ばれている「アフガニスタンを現在代表している当局（the authorities currently representing Afghanistan）」と連絡を取ることを決定した（パラ 16-19）。

分裂状況にない国家の政府の代表権が否定された例として、アパルトヘイト期の南アフリカがある。国連総会信任状委員会は 1974 年に南ア政府の信任状を承認しない決定を行い（[A/9779, paras. 7-14](#)）、その決定は[総会決議 3206\(XXIX\)](#)により支持された。国連総会は、さらに、国連憲章の原則の違反を続ける南アとの関係を再考することを安保理に求める[決議 3207\(XXIX\)](#)を採択した。国連憲章 6 条は明示されていないが、それが念頭にあることは明らかである。これを受けて安保理では南アの除名決議案が提案されたものの、10 対 3（米・英・仏反対）で否決された（[S/PV.1808, para. 155](#)）。そこで問題が再び総会で審議され、総会議長（Bouteflika アルジェリア外相）は信任状が承認されなかったため南ア代表は総会審議に参加できないと判断した（[A/PV. 2281, paras. 159-160](#)）。アメリカ合衆国代表がこれを批判し投票を求めたが、91-22-19 で議長の判断が支持された（[A/PV. 2281, para. 185](#)）。その後、南アの総会参加は 1994 年まで認められなかった。この南ア参加拒否は国連憲章上認められるものだろうか。

IV. 国際機構構成員の地位の承継・継続

国家が分裂して複数の新国家が成立する場合、いずれの国が旧国家の地位を引き継ぐかが問題となる¹⁰。ソ連解体の際には、ソ連の地位をロシアが「継続国家」として引き

¹⁰ 旧国家の分裂・消滅と新国家の誕生から生じる問題全般は、「国家承継」として国際法（総論・領域）で扱われる。ここでは国際機構の構成員の地位に関する限りで説明する。

継ぐことは争われなかった¹¹。国連憲章 23 条に未だにソ連が残っているのは校正ミスではなく、この「ソ連」を「ロシア」と読むことに国連加盟国間の合意が存在するのである（「中華民国」についても同じ）。

問題となったのはユーゴスラヴィア解体¹²である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（[総会決議 46/237](#)）・クロアチア（[総会決議 46/238](#)）・スロヴェニア（[総会決議 46/236](#)）は 1992 年 5 月 22 日に、マケドニア（[総会決議 47/225](#)）¹³は 1993 年 4 月 27 日に、それぞれ国連加盟国となった。これら諸国は、ユーゴスラヴィアはもはや存在せず、国連加盟国ではなくなったと主張した（[A/47/234](#), [A/48/292](#)）。

安全保障理事会は、[決議 757 \(1992\)](#) 前文において、セルビア・モンテネグロがユーゴスラヴィアの加盟国としての地位を自動的に継続することは「一般的には受け入れられていない (has not been generally accepted)」と述べ、続いて[決議 777 \(1992\)](#)において次のように述べた。

The Security Council,

[...]

1. *Considers that the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) cannot continue automatically the membership of the former Socialist Federal Republic of Yugoslavia in the United Nations; and therefore recommends to the General Assembly that it decide that the Federal Republic of Yugoslavia (Serbia and Montenegro) should apply for membership in the United Nations and that it shall not participate in the work of the General Assembly*

加盟申請をせよというところを見るとユーゴスラヴィアは加盟国でなくなったかのように、総会の作業に参加できないというところを見るとこの時点ではまだ加盟国であるかのように見え、安保理内での合意作成に苦勞した様子が窺える。実際、決議案審議の際、ロシア（賛成）・中国（棄権）は、これによってユーゴスラヴィアが加盟国の地位を失うことはない、と主張していた（[S/PV.3116](#), pp. 5-6, 14-15）。

総会は、安保理決議 777 (1992) が求めたとおりの[決議 47/1](#)を採択した。議場には「ユーゴスラヴィア」の議席があり、国連ビル前には「ユーゴスラヴィア」の国旗がはためきながら、「ユーゴスラヴィア」を代表する者はおらず、「ユーゴスラヴィア」の一部であるはずのスロヴェニア・クロアチア・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ・マケドニアが加盟国になっているという異常な事態を前に、事務総長は国連法務部に総会決議 47/1 の法的帰結について質問した。法務部は、安保理決議 777 (1992) の審議の際にロシアが述

¹¹ 詳細は、浅田正彦「ソ連邦の崩壊と核兵器問題（1）（2・完）」[国際法外交雑誌](#) 92 巻 6 号・93 巻 1 号（1994 年）。

¹² その過程につき、月村太郎『ユーゴ内戦』（東京大学出版会、2006 年）。

¹³ 決議を見ると、名称が奇妙なことに気がつくだろう。関心があれば、なぜこのようなことになったのか、調べてみよう。

べたように、この総会決議により「ユーゴスラヴィア」が国連加盟国としての地位を失うことはない、と回答した([A/47/485 \(1992\)](#))。結局、このあいまいな状況はセルビア・モンテネグロが国連加盟申請をして認められる（[総会決議 55/12 \(2000\)](#)）まで続いた。

この間、NATO 諸国がユーゴスラヴィア（セルビア・モンテネグロ）に対して行った空爆¹⁴が国際法に反するとして、ユーゴスラヴィア（セルビア・モンテネグロ）が関連 NATO 諸国を国際司法裁判所に提訴した（1999 年）。国際司法裁判所は、[2004 年 12 月 15 日判決](#)（リンクはベルギーを被告とする事件のもの）において当該紛争を扱う管轄権を否定した。その理由は、提訴時点でセルビア・モンテネグロは国連加盟国ではなかったからだ、とした（判決 para. 91）¹⁵。国際司法裁判所を利用するためには国際司法裁判所規程当事国でなければならず（[同規程](#) 35 条 1 項）、同規程は国連憲章と不可分の一体をなす（国連憲章 92 条）ため、国連加盟国（＝国連憲章当事国）でなければ国際司法裁判所を利用することは基本的にできない（国際司法裁判所規程 35 条 2 項・3 項に例外が定められているが、今回の講義での議論とは関係ない）。

ところが、この事件の前に、ユーゴスラヴィア内戦に関して、ボスニア・ヘルツェゴヴィナがユーゴスラヴィア（後にセルビア・モンテネグロ）を相手取ってジェノサイド条約違反を主張して国際司法裁判所に提訴していた（1993 年）。この事件では 1996 年に[裁判所の管轄権を認める判決](#)が出されていて、その審理の際にはユーゴスラヴィア（セルビア・モンテネグロ）の国連加盟国としての地位は特に問題とされていなかった。ボスニア・ヘルツェゴヴィナは原告であるからこの問題を提起するはずがなく、ユーゴスラヴィア（セルビア・モンテネグロ）もこの時点では国連加盟国としての地位を主張していたため問題を提起しなかったからである。しかし、セルビア・モンテネグロは上記の通り 2000 年に国連に加盟したため、2000 年までの間は国連加盟国であったという主張をする必要がなくなった。その上、2004 年には上記の国際司法裁判所判決も出された。そこで、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとの事件においても同じ理由で裁判所の管轄権は否定されるべき、との主張を展開した。しかし、裁判所は、[2007 年の本案判決](#)において、ユーゴスラヴィア（セルビア・モンテネグロ）の国連加盟国としての地位に関する問題は既に 1996 年判決で決着しており、既判事項であるため再検討しない、としてセルビア・モンテネグロの主張を退けた（判決 para. 136）¹⁶。このような裁判所の態度は矛盾してい

¹⁴ 事実関係につき、三井光夫「[「NATO によるユーゴ空爆（コソヴォ紛争）の全容」](#)防衛研究所紀要 4 巻 2 号（2001 年）32 頁、国際法上の問題につき、松井芳郎『[武力行使禁止原則の歴史と現状](#)』（日本評論社、2018 年）第 4 章。

¹⁵ シラバスに記した判例集の他、酒井啓亘「武力行使の合法性事件（セルビア・モンテネグロ対オランダ）他 7 件（先決的抗弁判決・2004 年 12 月 15 日）」[国際法外交雑誌](#) 112 巻 1 号（2013 年）123-148 頁。

¹⁶ シラバス掲載の判例集のほか、湯山智之「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件（1）～（3・完）」立命館法学 2011 年 [1 号 436-510 頁](#)、[4 号 2180-2242 頁](#)、2012 年 [2 号 1300-](#)

とすべきだろうか？¹⁷

V. 非構成員の参加

国際機構には、構成員でないものに活動参加を認めることがある。たとえば、[世界観光機関\(UNWTO\)規程](#) 6 条は、all territories or groups of territories not responsible for their external relations は associate membership を有し得るとする（[UNWTO サイト](#)・[外務省サイト](#)）。さらに、同 7 条は、非政府機関であっても一定の条件を充たすと affiliate membership を有し得るとする。そして、[associate members](#) も [affiliate members](#) も投票権なしに UNWTO の活動に参加できると定めている（同規程 14 条）。日本からは、[一般社団法人日本旅行業協会](#)・[日本政府観光局](#)（独立行政法人国際観光振興機構）・[公益財団法人日本交通公社](#)が affiliate members になっている。

投票権なしに機構の活動に参加するものは、observer と呼ばれることが多い。たとえば、国連では、国連憲章に規定はないものの、スイスは 1946 年から non-member observer State であり（2002 年に国連加盟）、現在はパレスティナ（[総会決議 67/19](#) (2012)）とヴァティカン（[総会決議 58/314](#) (2004)）が同様の地位を与えられている。パレスティナは、non-member observer State の地位を得る前、まずはパレスティナ解放機構(PLO)として 1974 年から（[総会決議 3237 \(XXIX\)](#)）、1988 年からはパレスティナとして（[総会決議 43/177](#)）、observer の地位を与えられていた。

この observer の地位は、赤十字国際委員会（[総会決議 45/6](#) (1990)）、マルタ騎士団（[総会決議 48/265](#) (1994)）、国際赤十字赤新月社連盟（[総会決議 49/2](#) (1994)）、列国議会同盟（[総会決議 57/32](#) (2003)）、国際オリンピック委員会（[総会決議 64/3](#) (2009)）、国際人道事実調査委員会（[総会決議 64/121](#) (2009)）、グローバルファンド（[総会決議 64/122](#) (2009)）にも与えられている。ヨーロッパ経済共同体(EEC)も 1974 年以来 observer であったが（[総会決議 3208 \(XXIX\)](#)）、2011 年の[総会決議 65/276](#)により、通常の observer よりも[総会の活動により深く関与する](#)ことが EU に認められるようになった。このように、observer として参加が認められるのは国家や国際機構に限定されていない。[赤十字国際委員会](#)や[グローバルファンド](#)などの地位を国際法上どのように理解すべきかについては、第 2 部「12. 国際機構に類似する存在」で議論する。

国連憲章 71 条は、[経済社会理事会が非政府組織\(NGO\)と協議\(consultation\)すること](#)を

[1364 頁](#)。

¹⁷ なお、クロアチアがユーゴスラヴィア（セルビア・モンテネグロ）を相手取って訴えた類似の事件において、国際司法裁判所は、また別の理由付けをもって裁判所の[管轄権を肯定する判決](#)を 2008 年に下した。この判決の理由付けは国際機構法ではなく国際法（対人管轄・紛争）で検討されるべき論点が主であるので、この講義では扱わない。この判決の日本語解説として、玉田大「ジェノサイド条約適用事件（クロアチア対セルビア）（先決的抗弁判決・2008 年 11 月 18 日）」[国際法外交雑誌](#) 110 巻 4 号（2012 年）621-640 頁。

定めており、詳細は[経済社会理事会決議 1996/31](#)により定められている（[協議資格を有する NGO 一覧](#)）。

これに対し、総会の活動に NGO が関与することについては憲章に規定がなく、[NGO の関与について何らかの文書を作成する試み](#)もこれまでのところ成果を生んでいない¹⁸。ただし、実際には observer として参加することが認められることも少なくない。たとえば、総会の補助機関（国連憲章 22 条）である[国連国際商取引法委員会\(UNCITRAL\)](#)には、そこで扱われる事項に関連する専門知識を有する NGO が招聘され、[議論に参加している](#)（[UNCITRAL 手続規則](#) 6 条・7 条）。

以上

¹⁸ 1990 年代末までの試みについて、馬橋憲男『[国連と NGO](#)』（有信堂、1999 年）。